

新 運 賃 料 金 表

○ 令和5年7月12日実施

○ 実施地域 大分県一円(中津市、宇佐市・豊後高田市の一部を除く)

改訂運賃及び料金には消費税が含まれる。

距離制運賃	車種区分	初 乗 り	運 賃	加 算	運 賃	待 料 金	
	普 通 車	最初の1.0kmまで	550 円	160 m	までを増す毎に	50 円	1分00秒 まで毎に 50 円
	大 型 車	最初の1.0kmまで	580 円	107 m	までを増す毎に	50 円	40秒 まで毎に 50 円
	特定大型車	最初の1.0kmまで	630 円	102 m	までを増す毎に	50 円	40秒 まで毎に 50 円
時 間 制 運 賃		普 通 車	30分までごとに			2,660 円	
		大 型 車	30分までごとに			3,520 円	
		特 定 大 型 車	30分までごとに			3,630 円	
時 間 距 離 併 用 運 賃		普 通 車	時速10km以下の運行時間	1分00秒	50 円		
		大 型 車	時速10km以下の運行時間	40秒	50 円		
		特 定 大 型 車	時速10km以下の運行時間	40秒	50 円		
深 夜 早 朝 割 増 料 金 (現行と同じ)			年間を通じて22時から5時まで			2割増	
迎 車 回 送 料 金 (現行と同じ)			2軒を超える場合は、発車地点から2軒の地点を距離制運賃の起算点とする。 2軒未満の場合は収受しない。				
身 体 障 害 者 等 割 引 料 金 (現行と同じ)			(1) 身体障害者割引 1割引 (2) 知的障害者割引 1割引 (3) 精神障害者割引 1割引 (4) 運転免許証返納割引 1割引				
遠距離割引	普 通 車		10,000 円を超える部分			1割引	
	大 型 車 ・ 特 定 大 型 車		15,000 円を超える部分			1割引	
運 賃 及 の 適 用 方 法 び 料 金		<p>1. 自動車の種類 省略 2. 距離制運賃 省略</p> <p>3. 時間制運賃</p> <p>(イ)時間制による運賃は、観光用及び冠婚葬祭用で距離制により難く、かつ時間制によるよることを特約した場合にのみ適用する。</p> <p>(ロ)時間制による時間の算定は、車庫・営業所又は待機場所を旅客の要求により発車した時から運送を終るまでの時間による。</p> <p>(ハ)時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。</p> <p>(ニ)時間制による運賃を適用する場合は、他の割増は一切適用しない。</p> <p>(ホ)時間制による契約の場合はタクシーメーター器にカバーをし、前面に『貸切』の表示をするものとする。</p> <p>4. 運賃及び料金の割引</p> <p>(イ)身体障害者に対する割引は、身体障害福祉法による身体障害者手帳を所持する者に適用する。</p> <p>(ロ)知的障害者に対する割引は、都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者手帳を所持する者について適用する。</p> <p>(ハ)精神障害者に対する割引は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉障害者手帳の交付を受けている者について適用する。</p> <p>(ニ)運転免許証返納割引は都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。</p> <p>(ホ)遠距離割引は、タクシーメーター器の表示額が一定の額を超えた運送に適用する。</p> <p>(ヘ)(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の割引を適用した距離制運賃及び料金の額はタクシーメーター器の表示額を1から割引率を減じた値0.9で乗じ、10円未満を切り捨てた額とする。時間制運賃の額はその運賃額を1から割引率を減じた値0.9で乗じ、10円未満を切り捨てた額とする。(ホ)の割引を適用した距離制運賃及び料金の金額はタクシーメーター器の表示額から一定の額を減じた運賃額を1から割引率を減じた0.9で乗じ、10円未満を切り捨てた額と一定額を合算した額とする。</p> <p>(ト)(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の割引及び遠距離割引並びに営業割引の各区分の割引は重複割引を適用するものとするが、各割引の同一区分において、複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い割引率を適用し、割引の重複はできないものとする。</p>					